⑵　試験

１．（略）

２．蒸発残留物

試験溶液200～300mLを採り、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の５　蒸発残留物試験法により試験を行うとき、その量は50μg／mL以下でなければならない。

6　ポリ塩化ビニルを主体とする材料を用いて製造された部分（塗膜を除く。）は、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。

⑴　（略）

⑵　試験

１．過マンガン酸カリウム消費量

第４　おもちゃの部Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格の項の５の⑵　試験１．過マンガン酸カリウム消費量を準用する。

２．重金属

第４　おもちゃの部Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験１．重金属を準用する。

３．カドミウム

試験溶液100mLに硝酸５滴を加え、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の３　原子吸光光度法、10　誘導結合プラズマ質量分析法又は11　誘導結合プラズマ発光分光分析法によりカドミウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、カドミウム標準溶液として、第３　器具及び容器包装の部Ｃ　試薬・試液等の項の４　標準溶液、標準原液に示すカドミウム標準溶液10mLに水を加えて100mLとし、硝酸５滴を加えたものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム量は0.5μg／mL以下となる。

４．蒸発残留物

第４　おもちゃの部Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格の項の５の⑵　試験の２．蒸発残留物を準用する。

５．ヒ素

第４　おもちゃの部Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験の２．ヒ素を準用する。

7　おもちゃの可塑化された材料からなる部分は、フタル酸ジ－ｎ－ブチル、フタル酸ビス（２－エチルヘキシル）又はフタル酸ベンジルブチルを0.1％を超えて含有してはならない。

8　食品衛生法施行規則第78条第１号に規定するおもちゃ（９の目に規定する部分を除く。）には、フタル酸ジイソニルを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない。

9　食品衛生法施行規則第78条第１号に規定するおもちゃのうち、乳幼児の口に接触することをその本質とする部分であって可塑化された材料からなる部分は、フタル酸ジイソデシル、フタル酸ジイソノニル又はフタル酸ジ－ｎ－オクチルを0.1％を超えて含有してはならない。

⑵　試験

１．（略）

２．蒸発残留物

試験溶液200～300mLを採り、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の７　蒸発残留物試験法により試験を行うとき、その量は50μg／mL以下でなければならない。

6　ポリ塩化ビニルを主体とする材料を用いて製造された部分（塗膜を除く。）は、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。

⑴　（略）

⑵　試験

１．過マンガン酸カリウム消費量

第４　おもちやの部Ａ　おもちや又はその原材料の規格の項の５の⑵　試験１．過マンガン酸カリウム消費量を準用する。

２．重金属

第４　おもちやの部Ａ　おもちや又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験１．重金属を準用する。

３．カドミウム

試験溶液100mLに硝酸５滴を加え、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の４　原子吸光光度法、13　誘導結合プラズマ質量分析法又は14　誘導結合プラズマ発光分光分析法によりカドミウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、カドミウム標準溶液として、第３　器具及び容器包装の部Ｃ　試薬・試液等の項の４　標準溶液、標準原液に示すカドミウム標準溶液10mLに水を加えて100mLとし、硝酸５滴を加えたものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム量は0.5μg／mL以下となる。

４．蒸発残留物

第４　おもちやの部Ａ　おもちや又はその原材料の規格の項の５の⑵　試験の２．蒸発残留物を準用する。

５．ヒ素

第４　おもちやの部Ａ　おもちや又はその原材料の規格の項の１の⑵　試験の２．ヒ素を準用する。

7　おもちやの可塑化された材料からなる部分は，フタル酸ジ－ｎ－ブチル，フタル酸ビス（２－エチルヘキシル）又はフタル酸ベンジルブチルを0.1％を超えて含有してはならない。

8　食品衛生法施行規則第78条第１号に規定するおもちや（９の目に規定する部分を除く。）には，フタル酸ジイソニルを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない。

9　食品衛生法施行規則第78条第１号に規定するおもちやのうち，乳幼児の口に接触することをその本質とする部分であつて可塑化された材料からなる部分は，フタル酸ジイソデシル，フタル酸ジイソノニル又はフタル酸ジ－ｎ－オクチルを0.1％を超えて含有してはならない。